

## サービス計画をご自身で作成される方へ

(ご留意いただくこと)

### 1 自己作成のサービス計画について

介護保険では、被保険者の方の心身の状況や環境等に応じて適切なサービスを受けていただくために専門の資格を有する介護支援専門員等が、利用者の状況をお伺いし、ご本人やご家族の希望を尊重しながら、サービス計画の作成からサービス提供事業者との調整、サービス給付の管理までの総合的なケアマネジメントを行うことを前提としています。

加えて、介護保険外のサービスや施設との調整も行うこととされており、また介護支援専門員等によるこれらの業務はすべて介護保険給付から支給され、利用者ご自身の利用料の負担はありません。

しかし、ご自身でサービス計画作成やサービス給付の管理を行うことを希望される場合は、サービス事業者との調整や依頼、また毎月月末でのサービス給付の実績の確認作業などの給付管理業務をご自身で確実に行うことが必要となります。

以上のことから、本市としては介護支援専門員等による居宅介護支援（介護予防支援）をご利用（サービス計画の作成等の依頼）になることをお勧めしています。

これらのことをご理解いただいた上で、サービス計画を自己作成される場合は、以下の点を確実に守って届出を行っていただくようお願いいたします。

### 2 サービス計画をご自身で作成される場合の流れ

(別紙フロー図も併せてご覧ください)

#### ① サービス利用票・サービス利用票別表の準備

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にご相談ください。

#### ② サービス事業者との調整・仮予約

区役所又は支所へ届出を行う前に、サービス事業者と事前調整を行い、サービス計画に位置付けたサービスを利用できる状態にしておいてください。

#### ③ 区役所への届出

サービス事業者と調整した結果、確定したサービス計画を、サービス利用票、

サービス利用票別表に記載し、介護保険被保険者証を添えて区役所又は支所に届出ます。

自己作成のサービス計画の届出は、サービスを利用する月の前月末日までに区役所又は支所へ届け出て下さい。

**=届出に必要なもの=**

サービス利用票、サービス利用票別表  
介護保険被保険者証

**④ サービス利用・利用に係る諸調整**

届出が受理されたら、ご自身でサービス利用票別表を基にサービス利用事業者ごとにサービス提供票別表を作成し、サービス提供票(サービス利用票のコピー)と併せてサービスを利用する事業者に渡します。

サービス事業者はこのサービス提供票を基に、サービス提供をします。

**⑤ サービス利用実績の確認**

毎月月末時点で、当該月に実際に利用したサービスの利用単位についてサービス事業者へ必ず確認しておいて下さい。もし、届け出たサービス内容と異なる場合は事実を確認後、サービス計画を変更する必要がある場合は、直ちに区役所又は支所へ届け出て下さい。この届出をサービス利用の**翌月5日**までに行わないと、当該月についてはサービス事業所に保険給付の9割、8割または7割分の支払いがされないこととなります。(翌月以降に当該月分も月遅れで支払われることとなります。)

**3 サービス計画をご自身で作成される場合の留意点**

**① 計画に変更が発生した場合**

計画内容と実際に受けるサービスに変更が生じた場合は、再度区役所又は支所に届出(サービス利用票・別表の変更後のものを提出)を行い、受付後の内容からサービス事業者ごとに改めてサービス提供票・別表を作成し、サービス事業者へ送付する必要があります。

同一事業者の同一サービスコード内での利用日の変更や介護保険給付対象外サービスの変更など、限度額に関係ない変更を除き変更の都度必ず区役所又は支所に届け出を行ってください。

**④ その他の変更が発生した場合**

被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、各種減免に関する決定等に変更があった場合又は、生活保護・公費負担医療の受給資格を取得・喪失した場合に

は、内容により再度サービス利用票及びサービス利用票別表を再作成し届け出ることが必要な場合がありますので、直ちに区役所または支所へご相談ください。

### ③ 要介護認定申請と同時に届出を行う場合

要介護認定等申請と同時に届出を行うなど、要介護認定等の結果が出される前に届出を行う場合は、サービス計画内容に変更がなくても、要介護認定等が行われた後に、再度届出が必要です。

この場合も、要介護認定等結果に伴う要介護認定期間等未記入事項をサービス利用票及びサービス利用票別表に書き足して区役所又は支所へ再提出し、その結果を事業者へ送付することが必要です。

### ④ 軽度者(要介護1、要支援1、要支援2)の方が福祉用具貸与をご利用になる場合

軽度者の方は、福祉用具貸与の次の種目は原則としてご利用になることができません。

**ア. 車いす及び車いす付属品**

**イ. 特殊寝台及び特殊寝台付属品**

**ウ. 床ずれ防止用具及び体位変換器**

**エ. 認知症老人徘徊感知機器**

**オ. 移動用リフト(つり具の部分を除く。)**

**カ. 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)**

※カについては、要支援1～要介護3の者を軽度者とする。

ただし、軽度者の方でも「**特定の心身の状態**」(「別表1」参照)に当てはまる方は上記ア～オの福祉用具の貸与を受けることができ、認定調査項目等が以下の(1)～(3)のいずれかに該当される方が対象となります。

(1) 直近の認定調査項目で「**特定の心身の状態**」に該当する**基本調査の結果**(「別表1」参照)に該当される方

(2) 車いす、車いす付属品、移動用リフト(段差解消機に限る)をご利用になる場合で、あらかじめ主治医からの情報及び福祉用具相談員等が参加するサービス担当者会議により必要な理由を確認された場合(「別表1」※部分参照)

⇒この場合は、サービス担当者会議の開催日時(開催できず、関係者に照会した場合はその日時)と、利用する理由をサービス利用票別表にご記載ください。

(サービス担当者会議は必要に応じて随時行うことが要件となります。)

(3) 次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「**特定の心身の状態**」に該当する方

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「**特定の心身の状態**」に該当するに至ることが確実に見込まれる方

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「**特定の心身の状態**」に該当すると判断できる方

⇒これらに該当する場合は、事前に区役所で「**軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請**」が必要です。

⑤ **要介護 1 以上の方が訪問介護のうち、生活援助中心型をご利用になる場合**

生活援助中心型のサービスは、原則としてお一人暮らしである、またはご家族等が障害・疾病等によりご本人様に対する家事援助ができないなどの理由が必要となります。

サービス利用票別表に理由をご記載ください。